

財団法人国際高等研究所における公的研究費の取り扱い規則

(目的)

第1. 財団法人国際高等研究所(以下、「本研究所」という。)における公的研究費の取
り扱いに当たっては、当該研究費の交付者が定める諸規則、本研究所の諸規則に定め
るもののほか、この規則に基づき実施することとし、経費の適正かつ効率的な執行に
努めるものとする。

(定義)

第2. この規則において、公的研究費とは、競争的資金を中心とした公募型の研究資金
で、次のものをいう。

- ①科学研究費補助金
- ②科学技術振興調整費
- ③独立行政法人日本学術振興会からの助成金

(責任者)

第3. 本研究所における公的研究費の管理運営にかかる責任者は、次のとおりとする。

- ①管理運営について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)は理事長
とする。
- ②管理運営について統括し、実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」
という。)は事務局長とする。

(事務処理手続き)

第4. 事務処理は、公的研究費の交付者が定める諸規則及び本研究所の諸規則に基づき
実施する。

- 2 公的研究費の予算執行を適切かつ効率的に管理するため、公益法人会計システム
を活用する。
- 3 公的研究費の執行手続きは、本研究所の定める職務権限及び決裁規程、事務局事
務分掌規程に基づき、事務局が行う。

(事務処理手続き相談窓口)

第5. 事務処理手続きに関する相談窓口は、事務局研究支援部とする。

(監査)

第6．内部監査は、事務局事務分掌規程に基づき実施する。

- 2 内部監査以外に、特別に行うべき事案或は意見を求めるべき事案が発生した場合の監査を行うために、別途事務局長を責任者とする特別監査班を設ける。

(不正事案に係る通報窓口)

第7．不正事案に係る内外からの通報窓口は、総務部とする。

- 2 通報窓口は、不正通報が寄せられた場合、直ちに統括管理責任者に報告する。
統括管理責任者は、報告を受けた不正事案につき、重要な事案については直ちに最高管理責任者に報告する。

(不正に係る調査等)

第8．不正事案が発生した場合には、この不正事案に係る調査を行うため、理事長の下に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の運営、構成員等は、理事長が別途定める。

(懲戒等)

第9．調査委員会の報告に基づき、理事長は懲戒等必要な措置を講じる。

(不正取引関与業者への処分)

第10．本研究所との取引業者が、本研究所の事業に関連して不正を働いた場合には、当該取引業者とのその後の取引を一定期間停止する。

(不正防止計画)

第11．総括管理責任者は、不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画は、より現実的かつ実効性のある計画となるよう常に見直し充実を図る。

(防止計画推進部署)

第12．不正防止計画を具体的に推進するため、コンプライアンス担当者を置く。

- 2 不正防止計画は、内部監査と併せて実施する。

この規則は、2007年10月27日から実施する。